

ウクライナをめぐる国際情勢により教育又は研究活動を継続することが困難となった大学の学生及び教員等の受入れに関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>第3条 当該大学等の学生又は大学院の学生について、当該大学等の長若しくは当該大学等の学部等の長若しくは研究科等の長又はそれらに相当する者等からの申出に基づき、大学院において研究指導を受けることを志望する者があるときは、通則第63条第2項の規定による特別研究学生として入学を許可することができる。</p> <p>第4条 前2条の規定による特別聴講学生及び特別研究学生は、通則第64条第3項の規定にかかわらず授業料の納付を要しない。</p> <p>第5条 前3条に定めるもののほか、特別聴講学生及び特別研究学生の受入れその他に関し必要な事項は、当該学部等又は当該研究科等が定める。</p> <p>(後略)</p>	<p>第3条 (同左)</p> <p><u>第3条の2 第2条又は前条の規定により特別聴講学生又は特別研究学生として入学を許可された学生が、ウクライナにおいて所属する当該大学等を卒業し、又は大学院の課程を修了した場合において、ウクライナをめぐる国際情勢により教育又は研究活動を継続することが困難であることを理由に、引き続き本学における教育又は研究活動を継続することを志望するときは、通則第63条第1項又は第2項の規定にかかわらず、特別聴講学生又は特別研究学生の身分を延長することができるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、科目等履修生として受け入れたウクライナにおける大学等の学生又は大学院の学生に準用する。この場合において、同項の規定中「第2条又は前条の規定により特別聴講学生又は特別研究学生として入学を許可された学生」とあるのは「科目等履修生として受け入れたウクライナにおける大学等の学生又は大学院の学生」と、「特別聴講学生又は特別研究学生の身分を延長する」とあるのは「特別聴講学生又は特別研究学生として入学を許可する」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第4条 前3条の規定による特別聴講学生及び特別研究学生は、通則第64条第3項の規定にかかわらず授業料の納付を要しない。</p> <p>第5条 前4条に定めるもののほか、特別聴講学生及び特別研究学生の受入れその他に関し必要な事項は、当該学部等又は当該研究科等が定める。</p> <p>附則 この規程は、令和4年6月21日から施行する。</p>